

「令和7年度群馬県有機農産物の消費拡大及び魅力発信」業務公募要領

1 趣旨

以下の業務の委託予定者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募する。

2 業務の名称

「令和7年度群馬県有機農産物の消費拡大及び魅力発信」業務

3 発注者

群馬県知事 山本一太 （担当課：農政課）

4 業務の内容

「令和7年度群馬県有機農産物の消費拡大及び魅力発信」業務委託仕様書のとおり

5 予算額

4, 737千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）を上限とする。

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (2) 破産手続開始決定を受け復権していない者でない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (6) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

7 スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 企画提案募集 | 令和7年4月24日（木）～5月16日（金）17時00分まで |
| (2) 質問受付 | 令和7年4月24日（木）～5月12日（月） |
| (3) 審査 | 令和7年5月下旬（書面審査） |
| (4) 採用案決定通知 | 令和7年5月下旬（予定） |
| (5) 契約期間 | 契約締結日から令和8年3月20日（金）まで |

8 質問受付

- (1) 質問受付期間 令和7年4月24日(木)～5月12日(月)
- (2) 質問方法 質問票(様式5)を電子メールにより提出。件名は「群馬県有機農産物の消費拡大及び魅力発信」業務公募に関する質問(事業者名)」としてください。
- (3) 提出先 nouseika@pref.gunma.lg.jp
- (4) 回答 質問書受付日から3営業日を目処に回答します。
ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがあります。

9 応募手続

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書(様式1)
 - イ 応募資格に関する申告書(様式2)
 - ウ 消費税に係る課税事業者又は免税事業者届出書(様式3)
 - エ 暴力団排除に関する誓約書(様式4)(※注1)
 - オ 登記事項証明書(現在事項全部証明書)(※注1)
 - カ 直近の決算に係る財務諸表(※注1)
 - キ 納税証明書(完納証明・群馬県県税条例施行規則第45号の3様式)(※注1,2)
 - ク 会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等)(任意様式)
- (※注1) エ・オ・カ・キについては、「令和6年度または7年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要
- (※注2) キについては、県外事業者で群馬県内に営業所等がない場合は、提出不要
- ケ 企画提案書表紙(様式6)
- コ 企画提案書(様式任意)
- 次の内容を最低限盛り込むこと
- (ア) 業務実施体制
 - (イ) 費用積算(見積書)
 - ・各費用の内訳を盛り込むこと。
 - (ウ) 提案内容
 - (エ) 業務スケジュール
 - (オ) その他、必要な資料
- (2) 提出方法
- ア 提出部数
 - 企画提案書(表紙及び本体) 1部
 - 会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等) 1部
 - それ以外 1部
 - イ 提出方法 電子メール(PDF)で提出してください。
 - ウ 提出先 下記13の担当所属あて

エ 提出期限 令和7年5月16日（金）17時00分必着

（3）書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。

10 審査

（1）審査方法

書面による審査

（2）審査日程

令和7年5月下旬

（3）審査基準

- ア 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- イ 実施体制等に関すること（業務遂行能力、事業実績）
- ウ 積算に関すること（見積金額の妥当性）
- エ 総合評価（全体的な整合性）

（4）契約交渉の相手方の選定方法

審査基準に基づき、審査を行い、最も点数の高い事業者を優先交渉者として決定します。

（5）審査結果

令和7年5月下旬を目途に応募事業者すべてに通知します。

11 契約締結等の手続について

県は、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる事業者を優先交渉者として扱い、契約相手方の候補者とします。

本公募による提案内容及び企画提案仕様書は、契約相手方の選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行います。当該協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募者と協議を行う場合があります。

なお、契約締結に必要な経費は契約相手方の負担とします。

12 その他

（1）このプロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とします。

（2）提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。

（3）企画提案提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出してください。

（4）受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償しません。

（5）実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に

応じて関係者と協議の上、定めるものとします。

1 3 担当所属

群馬県 農政部 農政課 有機・循環型農業推進室 有機・中山間係

住所： 〒371-8570 前橋市大手町 1－1－1 （群馬県庁 19 階北）

電話： 027-898-3641

F A X： 027-223-3648

E-mail： nouseika@pref.gunma.lg.jp